

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	東庄町	国調人口(H17. 10. 1現在)	16,166
構成団体名		職員数(H22. 4. 1現在)	111
		健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 計画期間：

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計において一般職に属する常勤の職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成22年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。

3 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.504（平成21年度）	標準財政規模（百万円）	3,571（平成21年度）
財政力指数（臨財債振替前）	（年度）	地方債現在高（百万円）	4,735（平成21年度）
実質公債費比率（%）	13.7（平成21年度）	うち普通会計債現在高（百万円）	4,525（平成21年度）
経常収支比率（%）	83.8（平成20年度）	うち公営企業債現在高（百万円）	210（平成21年度）
実質収支比率（%）	12.2（平成21年度）	積立金現在高（百万円）	598（平成21年度）
将来負担比率	101.6（平成20年度）		

注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	東庄町公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画
計 画 期 間	平成22年度～平成26年度
既存計画との関係	
公表の方法等	町ホームページへ掲載。議会説明予定。
基本方針	本計画の策定により、繰上償還による経費削減を図るとともに、財政運営上の課題の洗い出しを行い、課題解消に向けた具体的な取組と目標を設定することで、より効率的、計画的な財政運営に努めていく。

I 基本的事項（つづき）
5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	6,515.8			6,515.8
	補償金免除額	877.1			877.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		2,500.4		2,500.4

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。
2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通会計債					
小 計 (A)					
出資債等計	一般会計出資債	6,516			6,516
小 計 (B)		6,516			6,516
合 計 (A)+(B)		6,516			6,516

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通会計債					
小 計 (A)					
出資債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
		うち年利7%以上			
普通会計債					
小 計 (A)					
出資債等計	一般会計出資債		2,500		2,500
小 計 (B)			2,500		2,500
合 計 (A)+(B)			2,500		2,500

注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>東庄町の国調人口は、H12：17,076人→H17：16,166人（△910人、△5.3%）、また、住基台帳人口はH17年度末16,452人→同21年度末15,590人（△862、△5.2%）と減少している。（昭和63年以降減少が続いている。）</p> <p>年齢別人口構成については、12国調（～14歳：2,416人・14.2%、15歳～64歳：11,087人・64.9%、65歳～：3,573人・20.9%）と、17国調人口（～14歳：2,075人・12.8%、15歳～64歳：10,134人・62.7%、65歳～：3,957人・24.5%）を比較すると、いわゆる生産年齢人口が減少し、より高齢化が進んでいる。とりわけ後期高齢者人口についても、12国調1,491人（8.7%）→17国調1,924人（11.9%）と急激に増加している。</p> <p>就業別人口も、12国調8,851人（1次：1,347人・15.2%、2次：3,320人・37.5%、3次：4,184人・47.3%）→17国調8,227人（1次：1,318人・16.0%、2次：2,656人・32.3%、3次：4,253人・51.7%）と、総数で△624人（△7.0%）、対人口割合も、12国調51.8%→17国調50.9%と減少している。</p> <p>H21年度普通会計決算ベースで財政構造をみると、歳入面で総額が5,484百万円、そのうち町税が1,426百万円（26.0%）、地方交付税が1,720百万円（31.4%）となっており、この2つの財源で全体の約6割を占めている。一般財源総額は3,464百万円（63.2%）となっている。また、これらを平成18年度からの推移でみると、町税が+105百万円（H18：1,321百万円）、地方交付税が+215百万円（H18：1,505百万円）となり、合わせると320百万円の増となった。</p> <p>次に歳出を性質別でみると歳出総額が4,813百万円、そのうち人件費が926百万円（19.2%）、補助費等が1,294百万円（26.9%）、投資的経費が706百万円（14.7%）となっている。これらを歳入と同様に平成18年度からの推移でみると、人件費が△97百万円（H18：1,023百万円）、補助費等が+357百万円（H18：937百万円）、投資的経費が+111百万円（H18：595百万円）となっている。</p> <p>また平成20年度決算を類似団体と比較（各項目1人あたりの値）すると、歳入面において地方税では類団が118,999円に対し東庄町が94,320円（△24,679円、△20.7%）、地方交付税では類団が126,770円に対し東庄町が98,973円（△27,797円、△21.9%）、使用料手数料では類団が7,753円に対し東庄町が1,309円（△6,444円、△83.1%）、歳入合計では類団が386,606円に対し東庄町が292,157円（△94,449円、△24.4%）と何れも大きく下回っている。</p> <p>同様に歳出面においては人件費では類団が75,753円に対し東庄町が59,214円（△16,539円、△21.8%）、物件費では類団が42,525円に対し東庄町が27,240円（△15,285円、△35.9%）、繰出金では類団が50,159円に対し東庄町が21,279円（△28,888円、△57.6%）、投資的経費では類団が42,866円に対し東庄町が28,870円（△13,996円、△32.7%）、歳出合計では類団が365,902円に対し東庄町が269,979円（△95,923円、△26.2%）と縮減している。</p> <p>財政指標については、財政力指数では類団平均が0.53に対し東庄町が0.52、経常収支比率では類団平均が86.8%に対し東庄町が83.8%、将来負担比率では類団平均が107.3に対し東庄町が101.6、実質公債費比率では類団平均が15.3%に対し東庄町が13.7%、人口1,000人あたり職員数では類団平均が8.31人に対し東庄町が6.91人となっており、財政力指数では下回るものの、そのほかの指標では、類団と比較して良好な数値となっている。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 町税の徴収強化</p> <p>人口一人当たりの地方税決算額をH20決算ベースで類団と比較すると、類団118,999円に対し、東庄町は94,320円（△24,679円、△20.7%）と低い水準にある。H18と比較し、13,289円増となっている。県滞納整理推進機構の積極的な活用や、差押えによるインターネット公売の実施等による徴収体制の強化の効果が表れている。今後については、景気の低迷による個人町民税や法人町民税の調定減が懸念されるが、自主財源確保のため、より一層の徴収強化が必要である。また、景気の低迷が納税意識の低下につながらないよう、納税意識の高揚を図る必要がある。</p> <p>課 題 ② 一部事務組合への補助費等の縮減</p> <p>人口一人当たりの補助費等のうち一部事務組合負担金におけるH20決算を類団と比較すると、類団が28,247円に対し東庄町が31,984円と著しく高く、これは、従来からごみ・し尿処理、消防、総合病院について広域的な取り組みを進めてきたことが要因である。これらの内、ごみ・し尿処理と消防事業が香取広域市町村圏事務組合に統合されている。香取広域では人事、総務部門における管理の一元化が課題である。また、小見川総合病院については、経営の健全化が喫緊の課題である。これらの一部事務組合への補助金は決算額の11.8%を占めており、事務の効率化による経費の削減を強く求めていく必要がある。</p>

	<p>課 題 ③ 公債負担の健全化</p> <p>H20実質公債費比率は、類団平均値15.3%と比較し東庄町が13.7%と良好な数値であるが、将来的な人口減少を考慮すると、人口一人当たり起債残高を増加させないよう、起債の抑制が必要となる。地方交付税の臨時財政対策債への振替や、一部事務組合に係る投資が大きく影響してくると思われるが、財源の確保に努め起債に依存することの無いよう計画的な財政運営に努める。</p> <p>また、普通会計においては、普通建設事業の緊急度・投資効果を十分に検討し、原則公債費を超えない範囲内での起債を行うことに留意し、予算編成にあたりたい。</p>
	<p>課 題 ④ 物件費・維持補修費の削減</p> <p>人口一人当たりの物件費についてH20決算を類団と比較すると、類団が42,525円に対し東庄町が27,240円と低い水準である。しかし、将来の社会保障費の増加を考慮すると物件費や維持補修費の削減は、経常的経費を抑制するうえで重要な課題である。</p> <p>施設管理や事務効率の見直しを行うとともに、消耗品や光熱水費の節約に向けた取組を行う。</p>
	<p>課 題 ⑤</p>
<p>留 意 事 項</p>	<p>このほか、財政運営にあたり以下の点に注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税及び臨時財政対策債の動向 ・ 財務諸表の整備

- 注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。
- 2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。
- 3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。
- 4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方税	1,292	1,321	1,504	1,488	1,426	1,420	1,415	1,420	1,425	1,428
地方譲与税等	420	486	348	313	294	231	230	230	220	220
地方特例交付金	45	34	9	16	24	19	15	15	12	12
地方交付税	1,444	1,505	1,315	1,561	1,720	1,713	1,700	1,695	1,690	1,690
小計(一般財源計)	3,201	3,346	3,176	3,378	3,464	3,383	3,360	3,360	3,347	3,350
分担金・負担金	84	157	154	148	139	135	135	133	133	131
使用料・手数料	22	21	21	21	21	23	21	21	21	21
国庫支出金	167	155	208	258	561	458	373	370	367	364
うち普通建設事業に係るもの	2	2	57	3	18	142	20	20	10	10
都道府県支出金	199	192	222	223	226	294	291	288	285	282
うち普通建設事業に係るもの	11	12	10	13	10	35	10	10	10	10
財産収入	1	2	6	3	5	3	3	3	3	3
寄附金	6	54	3	4	3	4	4	4	4	4
繰入金	138	78	54	135	268	18	20	20	20	20
繰越金	281	251	244	124	350	671	405	302	191	94
諸収入	129	54	54	62	64	112	60	60	60	60
うち特別会計からの貸付金返済額										
うち公社・三セクからの貸付金返済額										
地方債	546	408	348	253	383	634	350	430	310	303
特別区財政調整交付金										
歳 入 合 計	4,774	4,718	4,490	4,609	5,484	5,735	5,022	4,991	4,741	4,632
人件費 a	1,075	1,023	992	934	926	1,019	1,028	1,037	1,046	1,031
うち職員給	716	681	618	587	574	641	650	659	668	659
物件費 b	489	452	472	430	443	552	520	495	465	440
維持補修費 c	6	4	7	15	21	20	20	20	19	19
a + b + c = d	1,570	1,479	1,471	1,379	1,390	1,591	1,568	1,552	1,530	1,490
扶助費	382	399	418	416	395	616	620	623	623	625
補助費等	980	937	917	1,044	1,295	1,093	1,050	1,040	1,030	1,020
うち公営企業(法適)に対するもの	118	117	191	217	239	236	234	232	230	228
普通建設事業費	669	568	624	456	706	994	550	680	540	530
うち補助事業費	53	55	175	55	72	297	50	50	50	50
うち単独事業費	616	513	449	400	634	286	450	630	450	445
災害復旧事業費	1	27	16							
失業対策事業費										
公債費	398	416	482	467	460	481	510	495	506	505
うち元金償還分	312	328	394	383	386	392	429	415	426	426
積立金	5	233	5	53	54	156	30	20	30	30
貸付金	36	36	120	108	117	95	90	90	90	90
うち特別会計への貸付金										
うち公社、三セクへの貸付金										
繰出金	482	379	313	336	396	304	302	300	298	296
うち公営企業(法非適)に対するもの	315	295	274	238	279	282	280	278	276	274
その他	0									
歳 出 合 計	4,523	4,474	4,366	4,259	4,813	5,330	4,720	4,800	4,647	4,586

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
形式収支	251	244	124	350	671	405	302	191	94	46
実質収支	251	241	124	302	435	405	302	191	94	46
標準財政規模	3,103	3,244	3,085	3,420	3,571	3,714	3,550	3,522	3,512	3,493
財政力指数	0.496	0.508	0.517	0.517	0.504	0.473	0.449	0.436	0.435	0.435
実質赤字比率 (%)										
経常収支比率 (%)	81.5	81.2	83.9	83.8	81.6	86.2	87.9	88.0	88.6	88.5
実質公債費比率 (%)	15.4	14.9	14.6	13.7	13.1	13.8	13.7	13.2	13.6	13.7
地方債現在高	4,829	4,909	4,863	4,732	4,735	4,977	4,898	4,913	4,798	4,675
積立金現在高	732	913	880	803	598	801	811	812	822	823
財政調整基金	374	503	507	471	501	703	713	713	723	723
減債基金										
その他特定目的基金	358	410	373	332	97	98	98	99	99	100
職員数	121	114	109	110	109	111	111	111	111	110

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		
2 経常経費の見直し		
○ 定員管理		平成13年度に11課を5課に統廃合する大規模な組織改革を行なった。定員管理調査の数値では、平成13年4月1日の職員数203人が平成22年4月1日で170人となり33人（16.3%）の減となっている。また平成22年度から幼稚園児の減少に伴い、幼稚園5園を2園に統廃合するなど組織改革を進めている。今後も簡素で効率的な組織を目指していく。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		平成18年4月1日に給与水準を国と同様に平均4.8%程度引き下げ、昇給カーブの見直しを実施した。更に、勤務評定を給与に反映させるため、国と同様に号給を4分割した。地域手当は、平成19年4月1日に廃止している。今後も人事院勧告を踏まえ、国県に準じて給与改定を実施していく。
◇ 技能労務職員の給与のあり方		平成20年5月に「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」を策定し、これに基づき、平成19年4月から国家公務員の行政職俸給表（二）に準じた給料表に改定した。また、55歳で昇給抑制することとし、退職による補充は原則行なわないこととした。また、平成20年度より庁舎用務員を廃止し、庁舎内清掃など、業務の一部を民間委託した。今後も民間委託を検討していく。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		勤奨退職の場合、勤続20年以上の者で8号給アップ、年齢50歳以上で勤続10年以上20年未満の者で4号給アップ、また、55歳以上の者が自発的に退職を申し出た場合4号給アップとしていたが、平成21年1月から退職時特昇は廃止した。
◇ 福利厚生事業のあり方		全職員に対して健康診断を実施しているが、福利厚生上必要不可欠なものであるため、適時検査項目を検討し今後も実施していく。また、福利厚生事業を行う職員組合に対して職員厚生費（公費負担）を支給しているが、平成18年度、平成20年度にその額を減額した。これらの他、千葉縣市町村職員互助会への負担金（公費負担）の支出や小額の生命保険加入（公費負担）などがあるが、今後、組合等の事業を検証し適正な厚生費の支出に努める。
○ 物件費、維持補修費等の見直し	④	長期継続契約や、一括契約等による削減に努める。庁用車等については一括管理により経費の削減を図る。また、軽自動車、低公害車の優先利用や、出張時の乗り合せを推進する。光熱水費、消耗品については節約を徹底する。また幼稚園の統合により、物件費・維持補修費の削減を行う。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		
○ その他	③	投資事業については費用対効果等を十分に検討し、緊急性、必要性が高い事業を重点的に行う。臨時財政対策債については、近年発行額は増加傾向にあり、今後も発行可能額は高水準で推移していくとみられるが、臨時財政対策債に大きく頼ることのない財政運営を行い、公債費抑制に努める。地方債残高については、計画初年度から5年間で4,977百万円から4,675百万円と302百万円の削減を目指す。

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	町税の徴収率の向上については、休日・夜間の臨戸徴収及び電話催告等を行うほか、差押えを行うことにより町税収納率の向上を図る。また、インターネット公売を平成19年10月から開始し、今後も実施していく。売却可能資産の処分等については、未利用地等の実態を把握し、貸付・売却などの有効活用を図る。
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		東庄町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、広報及びホームページへの掲載により公表。
◇ 給与及び定員管理の状況の公表		地方自治法第243条の3第1項の規定による財政状況の公表は「東庄町財政状況の公表に関する条例」に基づき毎年5月及び10月に歳入歳出予算の執行状況等を広報に掲載している。また、決算に係る主な財政指標についても、町のホームページにて公表している。
◇ 財政情報の開示		平成20年度決算から総務省改定モデルにより作成している。
○ 行政評価の導入		東庄町総合計画で施策や事業について具体的な目標を設定し、進捗状況を把握、結果を議会に報告している。
6 その他	②	一部事務組合についてへの補助費の削減のため、事務事業の効率化を強く求めていく。また病院組合については、経営状況等の連絡会議等を密に行い、経費の削減や経営改革による医業収益の向上について継続的な要求を行う。

- 注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【延長計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課題	取組及び目標
1 経常経費の見直し	組織改革として幼稚園を5園から2園に統合し、物件費・維持補修費を削減する。また、施設管理や事務効率の見直しを行い経常経費を削減する。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	公債費負担の健全化の為、普通建設事業については、緊急度、投資効果を十分に検討し、原則公債費を超えない範囲で起債を行う。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	公営企業会計への繰出しについては、繰出基準に基づき適正な繰出を行う。水道料金についても適時料金改定等を行い、基準外繰出しの抑制に努める。
4 その他	・町税の徴収強化。 ・一部事務組合への補助費等の削減。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。
 2 各項目への記入に当たっては、Ⅳに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。
 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

区分	課題	項目	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度)	(当初計画第4年度)	(当初計画第5年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)		
策に 係る 改善 効果 額	1	費実 比公 債	当初計画の目標値		14.7	14.3	14.7	14.5	14.6					
		(実績値)	14.9	14.6	13.7	13.1								
		延長計画の目標値					13.8	13.7		13.2	13.6	13.7		
		(実績値)												
		当初計画の目標値		4,861	4,833	4,791	4,751	4,678						
		(実績値)	4,909	4,863	4,732	4,735								
	策に 係る 改善 効果 額	1	地方 高 債 現	延長計画の目標値					4,751	4,678		4,913	4,798	4,675
			人件費（退職手当を除く）	927	862	818	814	832	847					
			改善効果額		65	109	113	95	80	462				
			行政管理経費	452	472	430	443	440	420					
			改善効果額		-20	22	9	12	32	55				
			〇〇〇											
策に 係る 改善 効果 額	1	〇〇〇												
		改善効果額												
									当初計画改善効果額 合計	517				
									<参考>当初計画補償金免除額（旧資金運用部資金）	2				

策に 係る 改善 効果 額	1	維持補修費の見直し				21	20	20		20	19	19	
		改善効果額								1	2	2	7
		〇〇〇											
		改善効果額											
		〇〇〇											
		改善効果額											

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。
 2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。
 3 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
 4 「Cのうち公営企業加算分 D」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。

延長計画改善効果額 合計 A	7
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	
A + B C	7
Cのうち公営企業会計加算分 D	
(Dの内訳) 〇〇会計への加算額	
〇〇会計への加算額	
C - D	7
<参考>補償金免除額（旧資金運用部資金）	1